参考資料２

# 前回（第７回）までの
# ＷＧ委員コメントに関する資料提供

**内閣府（防災担当）**

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第８回）

令和６年11月18日（月）

# 第６回WG　委員コメント（宿題事項）への追加資料①

○能登半島地震では道路が寸断し物資が届かなかった。道路啓開のための重機の確保は非常に重要である。
【WGの場で事務局から後ほど整理して回答する旨を発言】

○「首都直下地震道路啓開計画（第４版・令和５年７月）」において、「啓開に必要となる資機材については、各方向別に集結場所に迅速に搬入可能なエリアに備蓄場所を設定し、平時から十分な量を備蓄しておくことを原則とする」とされており、その備蓄場所は、下図のとおりである。
○また、「発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する」といった事前準備も進められている。

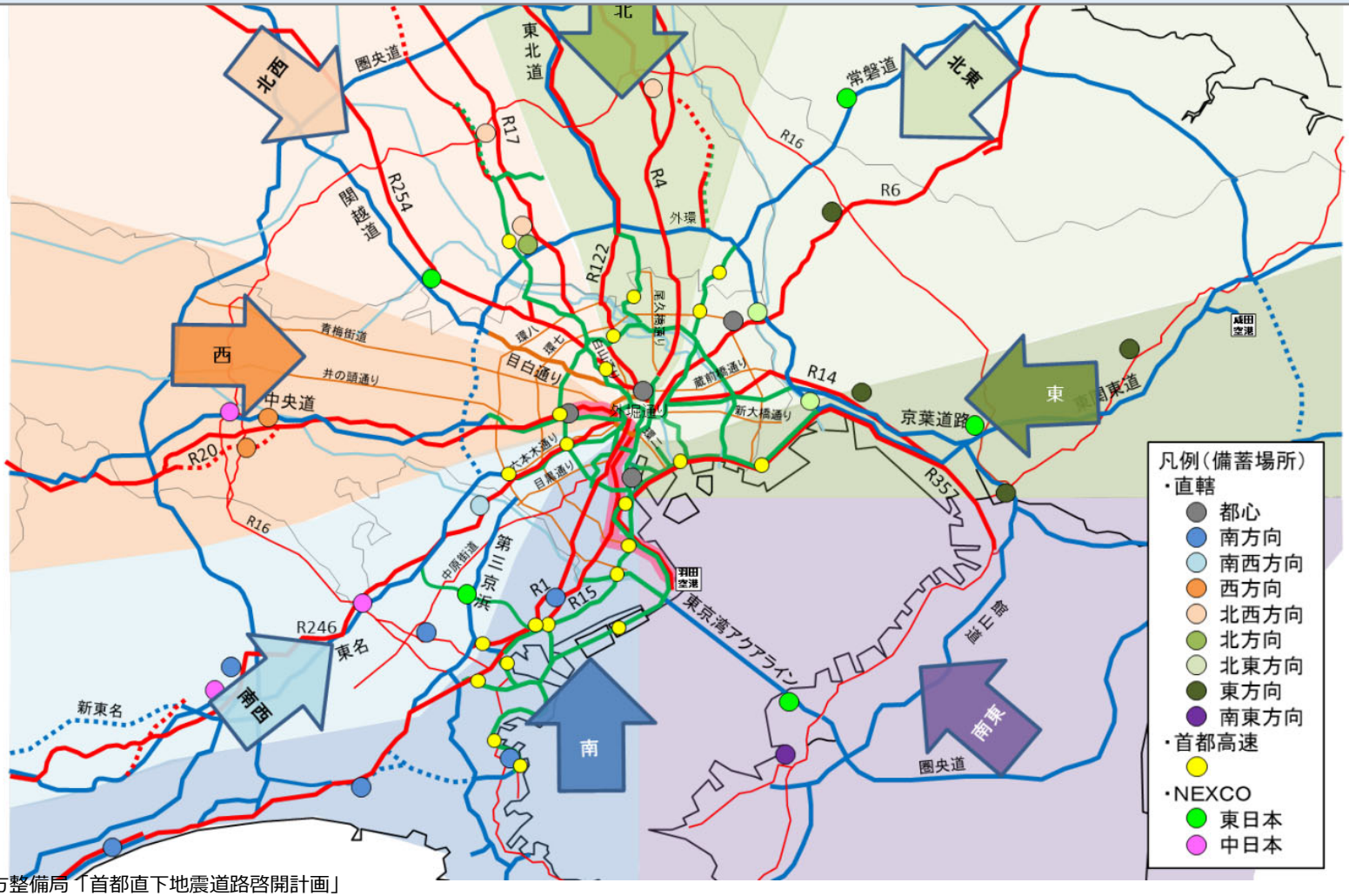


出典：国土交通省　関東地方整備局「首都直下地震道路啓開計画」
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000862573.pdf

# 第６回WG　委員コメント（宿題事項）への追加資料③

○把握したどの道路が通れないか等の被害情報を国が物流関係者等へ共有する仕組みが必要である。
【WGの場で事務局から後ほど整理して回答する旨を発言】

○緊急物資輸送（首都直下地震具体計画上のプッシュ型支援）関係者等に対して、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に通行実績情報等の様々な災害関連情報を集約し、情報共有することが想定されている。

## ＜新総合防災情報システム（SOBO-WEB）＞

・省庁、自治体、指定公共機関、民間事業者等から様々な災害関連情報を集約し災害情報を地理空間情報として共有するシステム。
・災害対応機関が共有すべき特に重要な情報を災害対応基本共有情報（EEI）として整理しており、道路情報・被害情報も共有すべき情報としてEEIに定められている。

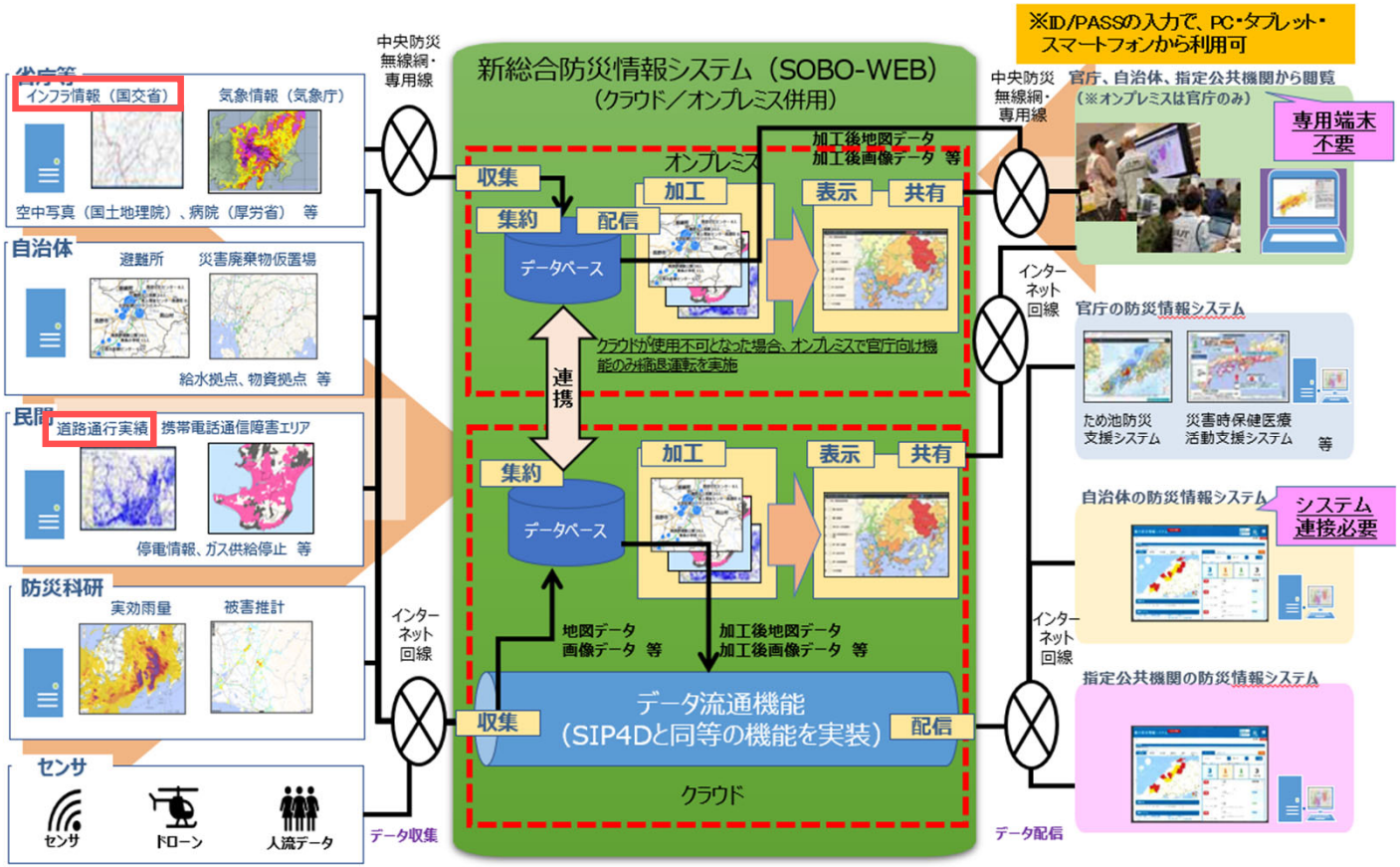


・指定公共機関である物流事業者にはシステム連携により適宜情報共有予定
・それ以外の民間事業者にも、一般に共有可能な情報に揃えた上で、デジタル庁データ連携基盤を介して情報共有予定

# 第６回WG　委員コメント（宿題事項）への追加資料②関連

## ＜令和6年能登半島地震における例＞

### ○ ISUT-SITE（※）

・石川県内全体の指定・臨時避難所状況を網羅的に閲覧できる地図としてISUT-SITEを通じて配信した。
・各災害対応機関において、避難所への物資・医療支援等にかかる対応の情報として活用された。

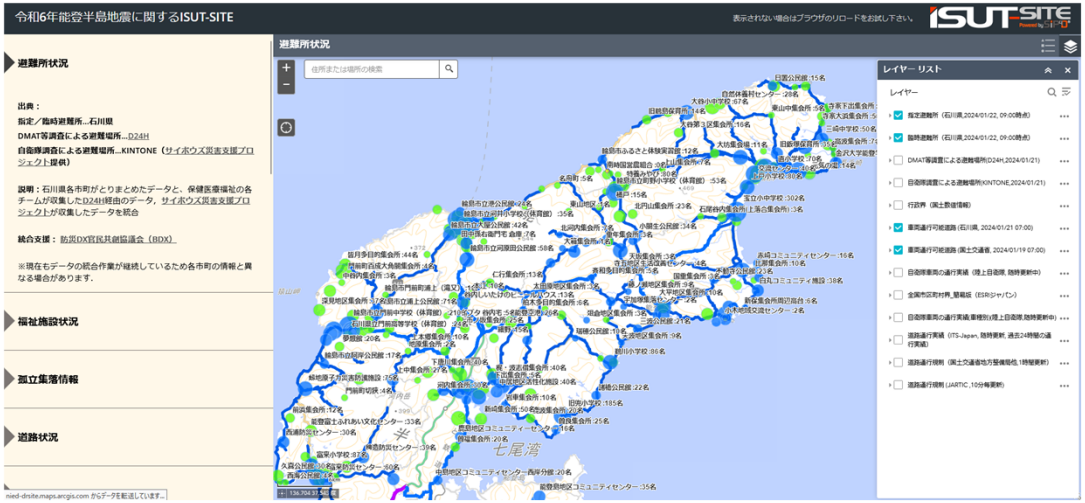


出典：内閣府防災、防災科学技術研究所

※ISUT-SITE:
内閣府と防災科学技術研究所で構成される災害時情報集約支援チーム（ISUT）が災害対応時に地図に情報を集約し共有するために令和5年度まで使用していたシステム
令和6年度以降は同様の位置づけとして新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を運用している。

### ○ 道路復旧見える化マップ

・緊急復旧の状況や交通状況等をweb地図上で公表
・平均旅行速度や実走車両をもとに、都市間の所要時間を公開

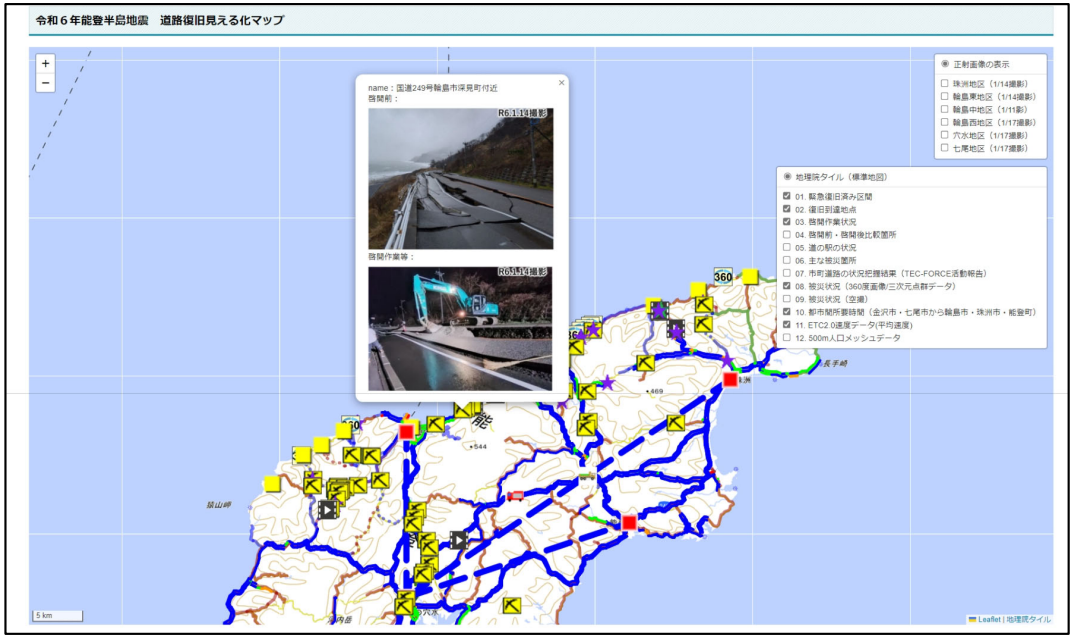


出典：国土交通省「道路の交通情報の把握・共有について」
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team4_shiryo03.pdf

# その他、委員から頂いたコメントを踏まえた補足資料

# 第３回WG　委員コメントへの追加資料

○「Safety tips」等の防災アプリはまだまだ外国人の認知度が低いため、さらなる広報を行う必要がある。

○外国人の目線に立った情報発信の強化については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」により関係省庁が連携して取り組んでいる。

○「Safety tips」については、日本政府観光局やVisit Japan Web、大阪・関西万博等のウェブサイトでの周知、主要空港や観光案内所での周知、在京大使館等への周知等を実施しており、今後も普及促進を図る。

○また、海外から入国される方が入国手続（入国審査、税関申告）に利用できるサービス「Visit Japan Web」があり、入国手続に必要な情報を事前登録するホーム画面に、自然災害情報の通知として「Safety tips」のアプリのダウンロードリンクが設けられている。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

**（令和6年6月21日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）**

**2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化**

**(2) 具体的施策**

ア 外国人の目線に立った情報発信の強化

○防災・気象情報に関する用語を 15 言語で作成した多言語辞書について民間事業者のアプリやウェブサイト等における活用を促すとともに、災害時情報提供アプリや気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知することにより防災・気象情報の多言語化を推進する。

さらに、こうしたアプリ等については、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにも掲載し、日本語を解さない人でも理解できるよう、周知・普及促進を図る。

加えて、これまで作成した多言語ポスターやリーフレット等について、様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図る。

〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号32》

## 【Safety tips】

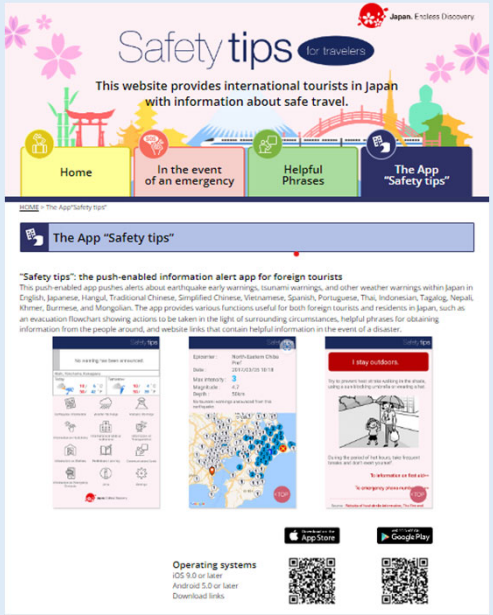


日本政府観光局ウェブサイト

Safety tipsポスター

出典：観光庁提供資料

## 【Visit Japan Web】

出典：デジタル庁「Visit Japan Web」
https://services.digital.go.jp/visit-japan-web/　**ホーム画面**

# 第４回WG　委員コメントへの追加資料①

○デジタル技術は遠隔地からでも活用できるといったメリットを活かして、被災地である東京圏以外の人材、技術及び技術拠点を活用することも重要である。

○例えば、デジタル技術の活用として、現在検討が進められている建設機械施工の自動化・自律化がある（※）。

○なお、当面の自動・自律施工の対象とされているのは、次のとおり。

・人を排除した「無人エリア」内での施工を想定
・山間部などの一般人が立ち入れない施工現場から順次展開
・最初は単純な現場を想定することから始め、将来的に複雑な現場へと移行していく

※災害発生後のことを前提に検討がされているわけではないことに留意。

○また、能登半島地震では、多くの住家が被災したものの、道路や宿泊施設が被災し、被害認定調査に必要なマンパワーの確保が難しかったが、ドローンで撮影した画像により、被害認定調査をリモートで実施し、罹災証明書の交付に活用された。

## 自動施工現場のイメージ　安全対策事例

■ 作業内容：ブルドーザによる押土・敷均し＋ローラによる転圧

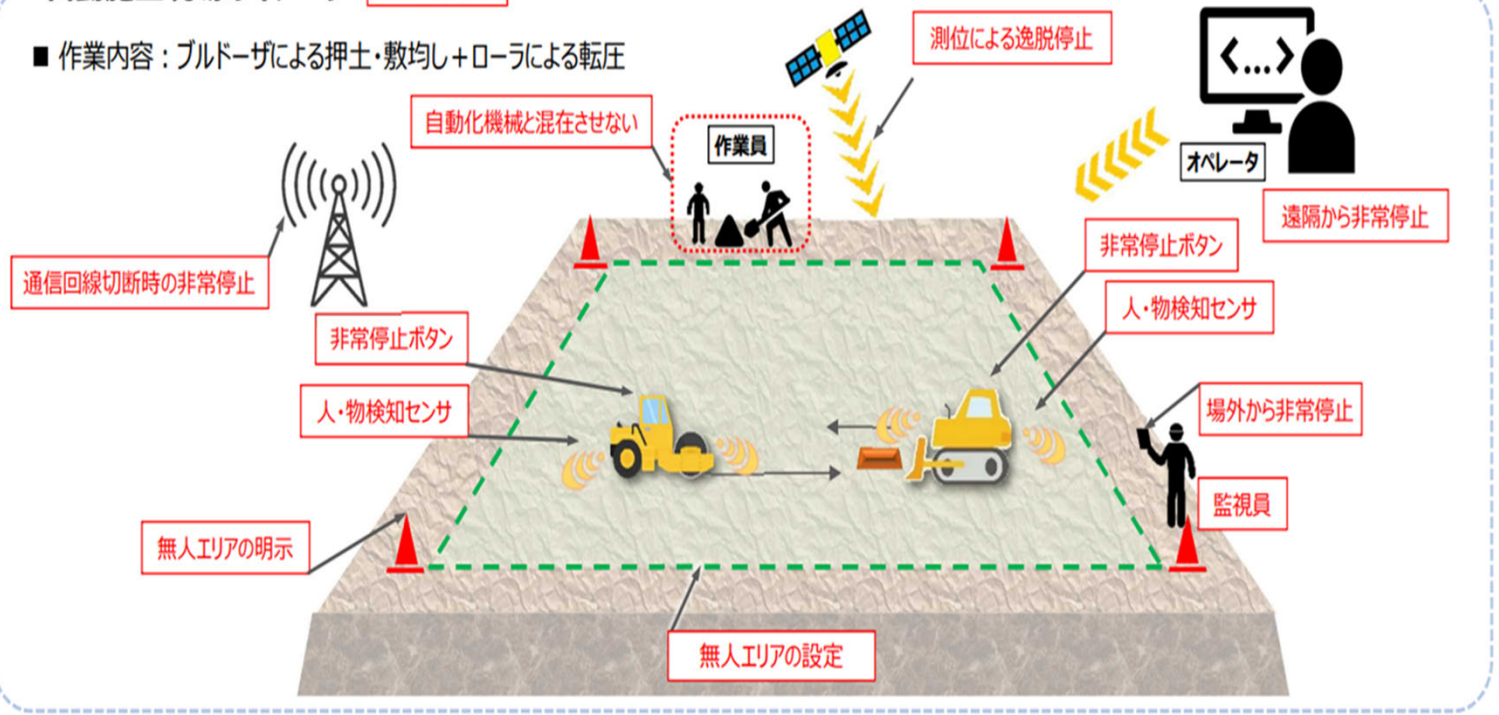


出典：国土交通省「建設機械施工の自動化・遠隔化技術」
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000049.html

## 【ドローンを活用した被害認定調査】

▲民間の調査システム

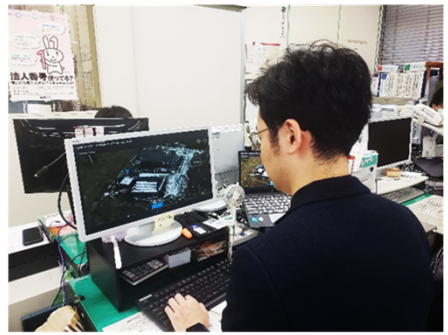

▲リモート判定の様子（熊本市役所で撮影）

出典：内閣府防災「令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_catalog.pdfl

# 第４回WG　委員コメントへの追加資料②

○デジタル技術の活用による課題解決のため、新たにシステム構築するばかりではなく、ブラウザを活用して、インターネット上の既存のシステムのデータをつなぐなどの取組も検討する必要がある。
○デジタル技術を活用した新しいシステム等を導入する場合、自治体等で既に導入しているシステムと連携、連動させる仕組みづくりも考える必要がある。
○企業等の多くが集積する首都圏の場合、間接的に被災者支援にあたる企業等の復旧・復興が必要となるため、各業界において事前に被害の推定把握と発災後に推計することが必要であり、そのために企業等の枠組みを超えてデータを利活用する仕組みが必要である。

○ブラウザを活用して、インターネット上の既存のシステムのデータをつなぐ方法としては、例えば、手元のPCで様々な地図データを重ね合わせて表示できる地図サービス「SVG MAP」があり、次のような特徴がある。

-「ハイパーレイヤリング」により、避難所情報や災害データなどを重ね合わせて一元的に表示可能
-「エッジコンピューティング」により、気象庁や国土交通省などの公開データを直接取得して表示するため、サーバー負荷が軽減
- 権利侵害リスクが低く、データの複製が不要なため、コスト抑制
- 空間演算機能により、地図上のデータを検索・抽出でき、3D表示や経路検索など、様々な機能を実装

| データ種別 | 表示可能なデータの例 |
|---|---|
| リアルタイム情報 | 雨雲レーダー、天気、ライブカメラなど |
| 自治体の独自情報 | ハザードマップ、避難者数、備蓄品など |
| 地図情報 | バスルート、コンビニ、ガソリンスタンドなど |

出典：KDDI　プレスリリース「自治体向け災害復旧支援ツールの試験提供を開始」
https://newsroom.kddi.com/news/detail/kddi_nr-223_3482.html

## 災害復旧支援ツール

### [特徴①] ハイパーレイヤリング

特許技術

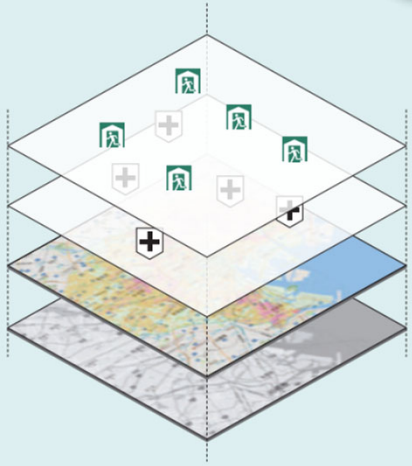

- さまざまな情報（天候、被災状況など）を一つの地図上に重ね合わせ、可視化が可能
- KDDIの特許技術「ハイパーレイヤリング」で1,000以上の膨大なレイヤーをサポート

### [特徴②] エッジコンピューティング

特許技術

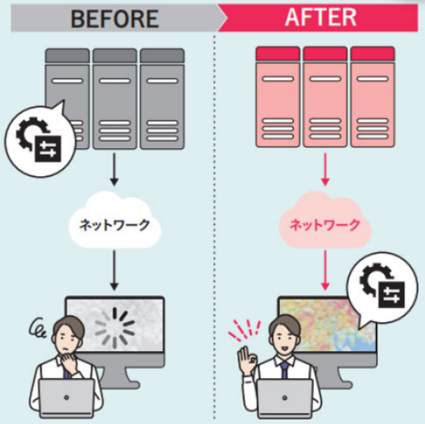


- 一般的に多くの情報を地図に重ね合わせるとサーバー負荷が課題
- 災害復旧支援ツールでは、KDDIの特許技術を使ったエッジコンピューティング技術を導入。負荷を集中させず、サクサクとした使用感を実現

# 第５回WG　委員コメントへの追加資料①

○企業は、災害発生時の事業継続に加え、地域社会への貢献の観点から、自治体と災害時応援協定を締結して、災害発生時の情報共有や物資提供、避難所の提供といった協力関係を築くことが重要である。

○内閣府では、地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容をデータベース化し、常時検索・閲覧することができるシステム（災害時応援協定システム）の運用をクラウド上で開始。

○各地方公共団体において、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成等、新たな協定締結の検討に活用されている。

※全国の自治体（都道府県、市町村）に各１アカウント配布

○データベースに登録されている地方公共団体と企業の協定締結事例は、下記のとおり。

**【システムの概要】**

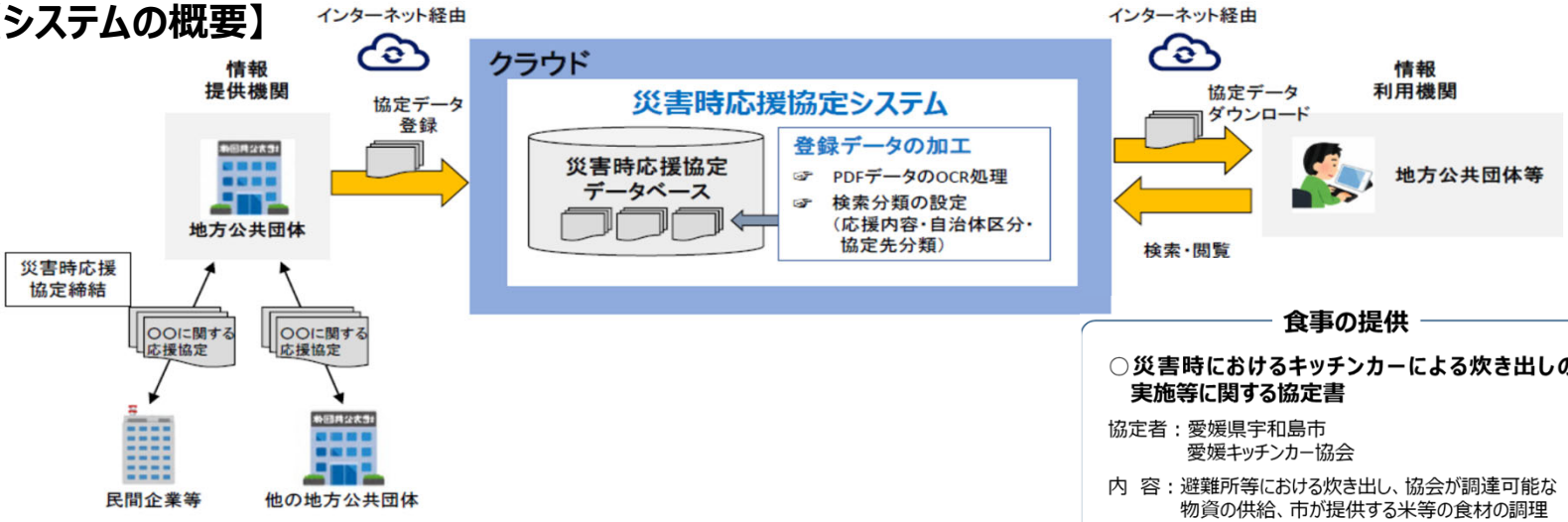


## 物資輸送

**○災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定**

協定者：広島県東広島市
　　福山通運株式会社

内　容：避難所等への支援物資の輸送や物資拠点施設の運営補助のほか、福山通運施設を緊急避難場所として提供

**○災害時における物資の保管等に関する協定**

協定者：北海道
　　帯広地区倉庫協会

内　容：物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地の一部提供及び管理・運営など

## 住まいの確保

**○災害時等におけるトレーラーハウスの提供に関する協定**

協定者：滋賀県甲賀市
　　株式会社ユーベスト（トレーラーハウス事業）

内　容：トレーラーハウスの優先的な提供及びトレーラーハウスへの宿泊についての協力

**○災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定**

協定者：鹿児島県伊佐市
　　株式会社デベロップ（ホテル事業）

内　容：平時はコンテナホテルとして使用している移動式宿泊施設を提供し、緊急避難所や仮設住宅等に活用

## 食事の提供

**○災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書**

協定者：愛媛県宇和島市
　　愛媛キッチンカー協会

内　容：避難所等における炊き出し、協会が調達可能な物資の供給、市が提供する米等の食材の調理

**○災害時等における炊き出し等支援業務の協力に関する協定書**

協定者：千葉県白井市
　　株式会社社白井学校給食サービス

内　容：白井市学校給食センターを拠点として行う炊き出し及び配送

**○食事の提供支援に関する協定書**

協定者：群馬県館林市
　　有限会社フォレスト（飲食業）

内　容：炊出し等による温かい食事の提供、備蓄食料等を美味しく食べるアイデアの提供等

## 生活の質の改善

**○物資供給の協力に関する協定書**

協定者：長野県上田市
　　コムパックシステム株式会社（梱包資材業）

内　容：段ボールベッド、間仕切り等の運搬、組立作業の補助や指導できる者の派遣

**○災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定**

協定者：愛知県あま市
　　タフバリア有限会社（リース業）

内　容：移動トイレカーなどを避難所等へ優先的に、迅速に供給、運搬、設置

**○災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定**

協定者：兵庫県養父市
　　山本運輸株式会社

内　容：養父市及び養父市が支援を行う自治体等において、養父市に対しランドリーカーを提供

# 第５回WG　委員コメントへの追加資料②

○企業にBCPが普及していない理由は「BCPが平時の企業経営にどれくらい役立つかがわからないこと」、「起こるか起こらないかわからない災害のためにBCPを作成する必要性がわからないこと」の２点と考えている。 BCPを作成することで、企業経営が見える化され経営効率化につながること、低金利で融資を受けられる等の恩恵があることがBCPの重要な点である。

○日本政策投資銀行のBCM（Business Continuity Management）格付融資は、防災および事業継続への取り組みが優れた企業を評価・選定する「BCM格付」の手法を導入した世界で初めての融資制度。

○あらゆる危機的事象に直面しても、従業員の命を守り（防災対策）、事業を継続し続ける経営戦略と対応力（事業継続対策）を総合的に評価することで、財務以外の部分でも企業経営が見える化される。

○企業・投資家向けアンケートで明らかになった今後捉えるべきメガトレンドの中で、災害防止は、とりわけ「投資家」が優先度の高いと感じたメガトレンドとされており、企業経営が見える化されることによって、投資家の注目が高まることが期待できる。

## 【日本政策投資銀行のBCM格付け融資】

■ スクリーニングシート概要（2022年度版）

| 分野 | | 評価項目 |
|---|---|---|
| 防災（40点） | A | 企業防災体制 |
| | B | 生命安全確保策 |
| | C | 地区/地域防災における共助 |
| | D | 防災訓練（緊急対応・初動対応訓練） |
| | E | 防災上の優れた取り組み |
| | F | コンプライアンス |
| BCM（60点） | G | 危機管理経営 |
| | H | 事業影響度分析（BIA） |
| | I | 事業継続の戦略検討 |
| | J | 事業継続計画上の優れた取り組み |
| | K | サプライチェーン/バリューチェーンのリスクマネジメント |
| | L | 事業継続訓練・演習 |
| | M | 能動的なリスクコミュニケーション、危機管理広報 |
| | N | 事業継続マネジメントの高度化 |
| | O | 事業継続マネジメント上の優れた取り組み |

- 「防災」と「BCM」の2分野から評価
  →各分野の得点率合計100点満点による評価
- 防災（29項目、40点）
  - 従業員の人命・安全確保を目的とし、消防計画、防災計画など企業防災の取り組みと各種防災訓練の取り組みを評価
- BCM（60項目、60点）
  - 事業継続計画の策定とその実効性確保を目的とし、様々な事業継続リスク（オールハザード）の認識とそれに対応する戦略、訓練の取り組みを評価
- 外部有識者のアドバイスを得ながら、毎年改良作業を実施
  （2016年度は大幅改定）

| | ロゴマーク | 得点 |
|---|---|---|
| ランクA 特に優れている | DBJ BCM格付 2022 | 70点以上 |
| ランクB 優れている | DBJ BCM格付 2022 | 50点以上70点未満 |
| ランクC 十分である | DBJ BCM格付 2022 | 「防災」評価で得点率50%以上 |

出典：内閣府防災担当　南海トラフWG

## 【企業・投資家向けアンケート】※経団連・東京大学・GPIFの共同研究

### とりわけ「投資家」が注視するメガトレント

左と同じ企業・投資家向けアンケート※のうち、投資家からの回答のみを分析。

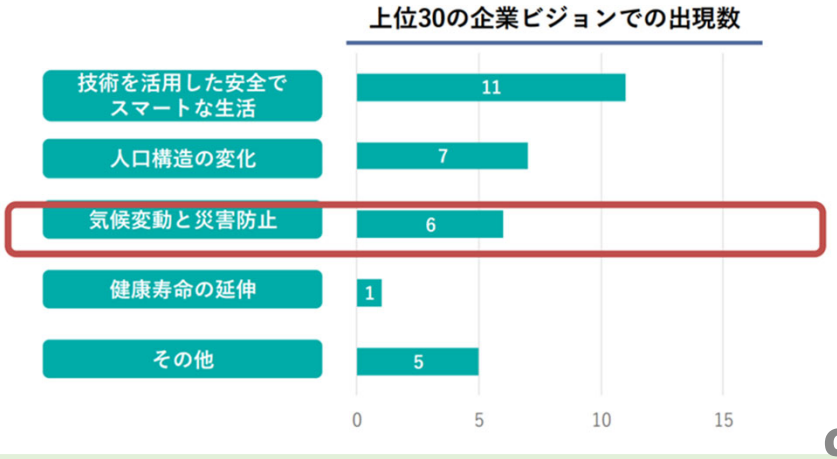


出典：内閣府防災担当　首都直下WG（第5回）資料

# 第５回WG　委員コメントへの追加資料③

〇現在は平成25年よりも国の財政力が非常に弱まっている。発災直後に経済活動が大きく落ち込んだ後、復興で経済を立て直すためには、国債発行、中央銀行による国債買い入れ及び民間銀行への資金供給が重要な役割を果たすが、現状では国はその役割を担える財政状況にないと思われる。発災後にその役割を担えるよう、国は財政、金融政策運営の健全化を図る必要がある。

〇財政制度等審議会財政制度分科会において下記の資料が示され、「近年、自然災害や新型コロナなどの有事が頻発しており、その都度、公債等残高対ＧＤＰ比が大きく増加。南海トラフ地震などの自然災害リスクや、地政学リスク等が高まっている中、有事の際に必要な財政措置を講ずることができるよう、財政余力を確保していくことが極めて重要。」という指摘が委員からされている。

## 財政面における有事への備え

○ 公債等残高対GDP比は、2020年１月（コロナ前）の中長期試算では、2020年以降、成長実現ケースの下で安定的に減少していく見通しだったが、その後、新型コロナの感染拡大に伴う対応等により、見通しと比べ、大きく上方シフトして推移。

○ 過去、金融危機や自然災害といった有事が一定の頻度で起き、その都度、公債等残高対GDP比は非連続的に大きく増加。

○ 今後、想定外の有事が発生した場合であっても、財政に対する信認を確保しながら必要となる財政措置を講じることができるよう、公債等残高対GDP比を安定的に引き下げることで、財政余力を確保し、「財政の強靱化」を進めていくことが重要。

※ 内閣府の試算によれば、例えば南海トラフ地震の場合、経済的被害額は「基本ケース」の下で約143兆円、「陸側ケース」の下で約233.8兆円とされる。
また、首都直下地震（都心南部直下）の場合、経済的被害額は約107.5兆円とされる。

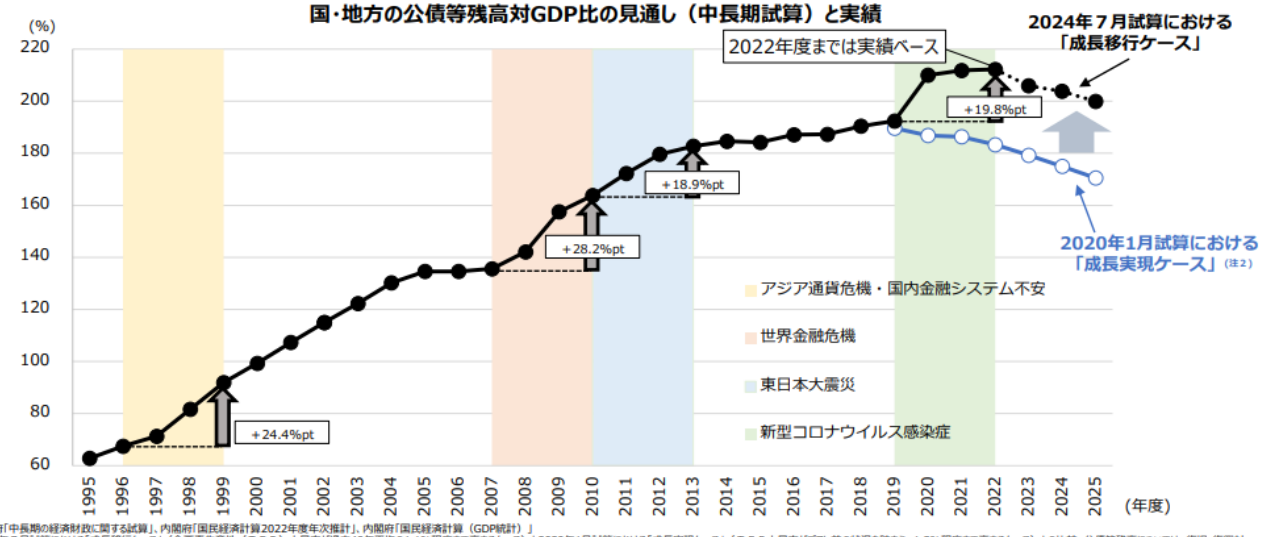


（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」、内閣府「国民経済計算2022年度年次推計」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」
（注１）2024年７月試算における「成長移行ケース」（全要素生産性（ＴＦＰ）上昇率が過去40年平均の1.1%程度まで高まるケース）と2020年1月試算における「成長実現ケース」（ＴＦＰ上昇率がデフレ前の状況を踏まえ、1.3%程度まで高まるケース）との比較。公債等残高については、復旧・復興対策及びGX対策の経費及び財源の金額を含むベースの数値を使用。
（注２）各試算の比較にあたり、2023年12月に名目GDPの基準改定が行われたことに伴う機械的な調整を実施している（2020年１月試算の場合、2018年度の名目GDPの実績（基準改定後）に、当該試算における2019年度以降の名目GDP成長率の見通しをかけ合わせたものを分母に使用）。
（注３）経済的被害額の想定は、内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について（再計算）～経済的な被害～」（令和元年６月）、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～経済的な被害の様相～」（平成25年12月）による。
（注４）経済的被害額には、資産等の被害、生産・サービス低下に起因するもの、交通寸断に起因するものを含む。
（注５）1995～2001年度までの計数は財務省作成。

34

出典：財務省　財政制度等審議会　財政制度分科会（令和６年10月16日開催）資料
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20241016zaiseia.html

# 第７回WG　委員コメントへの追加資料①

〇発災後には非常用発電機への燃料供給、飲食物供給を行う必要があるため、これらを必要とする自治体庁舎、災害拠点病院、物流センター等への接続道路を含め緊急輸送道路として指定し、沿道建築物の耐震性確認等を進めていく必要がある。

○緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第１次～第３次まで指定（下記は東京都の例）されている。

・第１次：応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
・第２次：一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
・第３次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

○東京都では、すべての第一次緊急輸送道路及び災害時の区市町村本部を設置する区市町村庁舎との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路は**「特定緊急輸送道路」**に、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路は**「一般緊急輸送道路」**に指定し、いずれも目標を定めて沿道建築物の耐震化を推進。

■東京都の特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路

※特定緊急輸送道路について、平成23年６月指定、令和５年３月指定変更

【東京都の特定緊急輸送道路指定の考え方（平成23年指定時）】
1.条例第2条第1号に定める緊急輸送道路のうち、主要な防災拠点、空港や港湾などを結ぶ道路及び他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための主要な道路の機能を確保するため、**第一次緊急輸送道路は全て特定緊急輸送道路に指定**。
2.地域防災計画に基づき**災害時の区市町村本部を設置する区市町村庁舎との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路に指定**。
3.他県の第一次緊急輸送道路との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路に指定。

出典：東京都HP https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/tokyo/topic03.html

■東京都の目標　【一般緊急輸送道路沿道建築物】

- 令和７年度末までに、耐震化率 90%以上を達成

（参考）特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は88.5%（令和６年６月末時点）
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は84.3%（令和4年6月末時点）

■主な施策のスケジュール（東京都）

| | | 令和３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般緊急輸送道路沿道建築物 | ①耐震改修等の実施状況の把握 | | 耐震診断や耐震改修等の実施状況の把握 → | | | |
| | ②建物所有者への働きかけ | | 耐震化の働きかけ → | | | |
| | ③耐震化に係る支援 | | アドバイザー派遣 → | | | |
| | | | アドバイザー派遣制度を活用した改修計画作成の支援 → | | | |
| | | | 耐震診断、補強設計、耐震改修等に対する助成 → | | | |
| | ④耐震化に係る指導や指示等 | | 耐震診断や耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示 → | | | |
| | ⑤助成制度活用に向けた区市町村への要請 | | | 区市町村への要請 → | | |

出典：東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）本文
https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/tokyo/topic01.html

# 第７回WG　委員コメントへの追加資料②

○今回の能登半島地震で、2000年以前に建築された木造住宅と2000年以降に建築された木造住宅で耐震性がかなり違うことが分かってきたことから、2000年以前の木造住宅について、耐震診断の促進と改修支援策を促進していく必要がある。

○東京都では、2000年以前に建築された木造住宅について、次のとおり独自の耐震化支援を行っている。

災害に強い住宅をめざして…

**東京都は、**

**新耐震基準の木造住宅の耐震化を支援します!!**

1981～2000年に建築された木造住宅をお持ちの方へ

耐震化のご相談は…　総合相談窓口へ

耐震化助成制度については…　区市町村窓口へ

## 新耐震基準の木造住宅でも耐震化が必要なことも…

▼熊本地震での建築時期別の木造建築物の被害状況

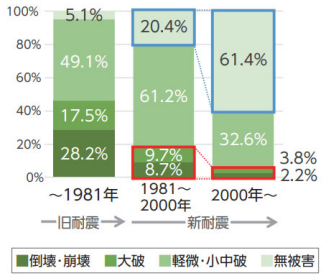


平成26年に発生した熊本地震では、旧耐震基準の建築物に加え、2000年以前に建築された新耐震基準の木造建築物の一部でも倒壊等の被害がありました。

左図からは、2000年以降に建築された建築物に比べて、倒壊・崩壊・大破した割合が高いことがわかります。また、無被害であった割合も異なり、2000年以降に建築された建築物と同等の耐震性を持たせることで、震災時でも居住が継続できる確率が高まると言えます。

新耐震基準であっても、平成12年以前に建築された木造住宅については、耐震化をすることで、倒壊しないだけでなく、居住継続性を高めることにつながります。

## 耐震化総合相談窓口のご案内

まずは耐震診断を受けて、耐震性を確認しましょう！

などなど…心配な点がありませんか？

そんな時は、**耐震化総合相談窓口にご相談を!!**

**耐震診断・耐震改修等に関するご相談を専門的な知識をもつ相談員がお受けします**

※現地を見てもらいながら相談したい場合は、ご自宅にアドバイザーを派遣することもできます。

**専門家（アドバイザー）無料派遣**

建築や法律、税や資金の専門家がアドバイザーとしてご相談に対応します。

- **建築士**　…耐震診断や耐震改修工法や建替え等、建物に関するご相談
- **弁護士**　…耐震改修等に伴う登記、相続等、法律に関するご相談
- **税理士**　…固定資産税や、改修による税の減免制度等、税金に関するご相談
- **ファイナンシャルプランナー**　…税金や資金計画、資産運用に関するご相談

## 助成制度のご案内

### 対象となる住宅

| | |
|---|---|
| **旧耐震基準で建てられた住宅** | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着工したもので、下記のうちいずれかに該当するもの<br>**戸建住宅、長屋、共同住宅（マンション※を除く）** |
| **新耐震基準で建てられた住宅**<br>※区市町村の制度による | 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの期間に新築の工事に着工したもので、次の全てに該当するもの<br>**2 階建て以下、木造在来軸組工法の住宅** |

※マンションについては、別の補助制度を設けている場合があります。
詳しくは、区市町村の HP をご覧いただくか、区市町村の窓口にお問い合わせください。

**助成のメニュー**

- **耐震診断**　●**補強設計＋耐震改修工事**
- **建替工事**（旧耐震基準で建てられた住宅のみ）
- **解体工事**（旧耐震基準で建てられた住宅のみ）
- **太陽光発電システム加算**
  耐震改修工事に合わせて太陽光発電システムを住宅に乗せる場合、助成額を加算します。

出典：東京都　耐震ポータルサイト
https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/proceed/topic01_07.html

# 第７回WG　委員コメントへの追加資料③

〇東京湾沿岸には多数の火力発電所があり、津波や高潮の被害を受けて機能不全に陥れば非常に大きな影響が生じるため、発電所の立地等を考慮した防潮壁の嵩上げなどの浸水対策を強化していただきたい

〇東京湾内の台風による高潮による潮位高は、大正関東地震による東京湾内津波高2m想定を上回っていることから、高潮による潮位高への対策が出来れていれば、地震による津波高をカバーできていると考えられる。

〇東京電力グループの火力発電所に関する高潮対策は、下記のとおりであり、必要な対策がなされている。

＜高潮の例＞

| | 高潮対策の考え方 |
|---|---|
| 火力発電設備 | 火力発電所における高潮対策は，過去の被害調査，想定される台風等から最大水位を想定し，必要に応じて設備の安全性を確保しています。<br>必要箇所には角落しあるいは防潮扉，防潮壁等を設置して対処しています。<br>水害対策についても必要に応じ，これに準じて行っています。 |

- 上記の設備対策に加え、近年の激甚化する自然災害（地震、水害、大規模噴火、台風等）への対応として、以下を実施

＜水害の例＞

- 首都圏大規模水害対策大綱（発生確率/200年に一度の降雨量）による荒川・利根川水系の河川氾濫11パターンを踏まえた浸水想定区域内の変電設備の被災影響の評価（機器単位）
- 住宅被害や住民避難の実被害を想定した条件により、停電解消までのオペレーション（送電線の系統切替や浸水していない隣接変電所からの送電等）を河川氾濫11パターンごとに作成
- 既製品を組み合わせた浸水軽減対策品の性能評価、配備
- 重要な変電設備の止水対策

出典：経済産業省　「エネルギーレジリエンスの定量評価に向けた専門家委員会」 第3回会合　東京電力ホールディングス株式会社　資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resilience/pdf/003_03_00.pdf